

学校法人新静岡学園ソーシャルメディアガイドライン

学校法人新静岡学園は、本学園に携わるすべての教職員・学生・生徒・本学園に携わるすべての関係者(以下、学園の一員)が、ソーシャルメディアを積極的に活用することを尊重します。

本ガイドラインは、学園の一員を対象に、本学園での教育研究や諸活動を行うなかで、あるいはプライベートにおいて、ソーシャルメディアを有益かつ適切に利用することを目的に設定しました。

本学園の一員には、本ガイドラインを理解し遵守することが求められます。学園の各組織は、所属する学園の一員が、本ガイドラインを遵守することについて、責任を負います。

本ガイドラインに記載されている「学校法人新静岡学園公式アカウント」以外の学園の一員による発言は、個人の責任において行うコミュニケーション活動となりますので、それらに対するご意見などは、発信者へお寄せくださいますようお願い申し上げます。

学園の一員が個人の責任において行うソーシャルメディアでの発信において、重大な法令違反などがある場合は、学校法人新静岡学園として、適切に対処いたします。

本ガイドラインは、必要により、内容を変更する場合があります。

1. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、その中を一つの社会として、人と人とのコミュニケーション形成を目的としたインターネット上のサービスです。具体的には、SNS(Facebook, Instagram, など), Weblog(各種ブログ), マイクロブログ(Twitter, など), 動画共有サイト(YouTube, ニコニコ動画など), インスタントメッセージャー(Skype, LINE, など)など、著名なものからローカルなものまで多種のサービスが提供されており、本ガイドラインでは、個人がインターネット上で行う情報発信行為全般を想定しています。

2. 学校法人新静岡学園ソーシャルメディアガイドライン

【基本ポリシー】

ソーシャルメディアは、参加者の互助性で成り立つ一面があります。この点を意識し、参加者が相互に気持ちよくコミュニケーションできるよう、誠実な態度で他者に敬意を払って利用することを心がけましょう。一方で、ソーシャルメディアには、個人情報流出や犯罪への遭遇あるいは(意図しない)加担といったリスクも伴います。インターネット上のサービスには、自身の投稿が半永久的に残存したり、匿名のつもりでも記録等から発信者が特定されたりするなど、伝統的なメディアとは異なる特徴があります。インターネット上の情報がどのように取得または発信されているかを良く認識し、また、ソーシャルメディア上も実社会と何ら変わらないことを自覚して利用してください。

(1) 法令・規程・守秘義務の遵守

情報発信にあたっては、日本国内の法令を遵守してください。また、渡航先の諸外国の法令についても遵守してください。特にソーシャルメディアのような不特定多数と交流する場合は、心理的に肖像権、著作権、商標権等について侵害しやすい環境であることを自覚し、注意してください。

本学園が定める諸規則は、ソーシャルメディアに限らず、インターネット上の行動すべてに適用されます。学園の一員は、本ポリシーだけでなく、個人情報保護、情報セキュリティに関する規程等、学園の定める諸規則を理解し遵守してください。学生の皆さんにおいては、学園内のみならず、インターンシップ先やアルバイト先での守秘義務などの規則を遵守し、それに反する情報は発信しないでください。

なお、投稿したコンテンツの知的財産権は、本学または正当な権利を有する権利者に帰属するものとします。

(2) 個人情報やプライバシーへの配慮と情報流出の防止

ソーシャルメディアを利用する場合は、個人情報やプライバシーに配慮してください。

情報の公開範囲は、利用するサービスの設定によって異なり、限定的に発信したつもりでも、転送やリンクなどによって、情報が広まってしまう可能性があります。更に、実名でなくても、過去の履歴や前後の状況から本人を特定できるような投稿も、トラブルの原因になりますので、注意が必要です。投稿する前に内容を確認し、慎重に判断した上で情報発信をするように心がけてください。

(3) 発信する情報内容は以下のものとします。

- ① 本学の教育研究成果と関連する記述、画像や動画
- ② 本学で実施予定及び実施したイベントについての記述、画像や動画
- ③ 部活動等や学部、卒業生の活躍等の紹介
- ④ その他、本学の魅力を伝える記述、画像や動画

(4) 次にあげる内容の情報発信は厳禁します。

- ① 誹謗中傷、名誉毀損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- ② 他人のプライバシーに関する内容
- ③ 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条等のあらゆる差別、又は差別を助長させる情報
- ④ 違法行為を煽る情報
- ⑤ 正確な情報でない単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑥ わいせつな内容やそれを含む Web サイトへのリンク
- ⑦ その他公序良俗に反する一切の情報

(5) 運用に係る事項

①コメントへの対応について

当該ページに寄せられたコメント等に関しては個別の対応はいたしません。本学の公式発表・見解については公式ウェブサイトに掲載します。

②フォローについて

当該ページから利用者に対して、一部の場合を除き、フォローは行いません。（※本学卒業生及び研究者、公式部活動ページ、協定校、交流校等に対してフォローする場合があります。）

③ハッシュタグについて

投稿の際は大学名及びアカウント名等のハッシュタグを入れて柔軟に対応します。

例1) #静岡産業大学 #shizuokasangyo_university #SSU

学部やキャンパスに特化した投稿の場合

例2) #経営学部 #スポーツ科学部 #藤枝キャンパス #磐田キャンパス

(6) 免責文について

学園の一員であることを明らかにしたうえで情報発信をする場合、第三者はその発言が、学園を代表した発言として受け取る可能性がある点には特に注意が必要です。発言する内容や活動が、学園としての正式の見解・回答ではない場合、その旨を明示してください。

(例) 投稿内容は私個人の意見であり、静岡産業大学または静岡学園高等学校・中学校の見解を代表するものではありません。

等々

学園は、個人の発言の自由、思想の自由を尊重しますが、その発言が第三者の目にどのように映るか、常に意識してください。

(7) 自分自身のプライバシー保護

ソーシャルメディア上で、匿名性は決して保障されません。言動は全て社会に公開される可能性があり、情報を削除しても第三者によって保存やアーカイブ化され、一度発信した情報は完全に消去することはきわめて困難です。特に学生、生徒の皆さんについては、自身の発言が、進学や就職活動の際に影響する可能性もあります。将来、自身の発信によって、自身を困らせることのないよう、十分注意してください。

また、自身の発信により、個人が特定される事例もありますので、十分に留意してください。発言内容に誤りがあった際は、速やかに訂正し、それを自ら公表しましょう。

(8) 懲戒

学園の一員が、ソーシャルメディアの利用において、本ガイドラインから逸脱したとみなされた場合には、教職員は就業規則、静岡産業大学学生は学則、静岡学園高等学校・中学校の生徒は校則に照らして罰せられることがあります。

3. 学校法人新静岡学園公式アカウント

学園のソーシャルメディアにおける公式アカウントは以下に記載する通りです。これ以外でのアカウントでの情報発信については、学校法人新静岡学園において管理運営を行っておりません。

大学名や学園名が明示されたソーシャルメディアサービスの立ち上げには、大学及び学園の許可が必要です。

【学校法人新静岡学園公式アカウント】

<静岡産業大学>

•Facebook

[名称]静岡産業大学オフィシャルフェイスブック

[URL]<https://www.facebook.com/静岡産業大学-160659190677885/>

•Twitter

[名称]静岡産業大学@SSU_OFFICIAL

[URL]https://twitter.com/SSU_OFFICIAL

•LINE

[名称]静岡産業大学

[URL]<https://page.line.me/s-sandai>

•YouTube

[名称]静岡産業大学

[URL]<https://www.youtube.com/user/SHIZUOKASANGYOUNIV/>

•Instagram

[名称]静岡産業大学 / Shizuoka Sangyo U.

[URL]https://www.instagram.com/shizuokasangyo_university/

4. 相談・連絡先

万が一、個人情報漏洩や炎上などのトラブルが発生した場合、またはその恐れがある情報を見かけた場合は、すぐに下記まで届け出てください。

学校法人新静岡学園 静岡産業大学 広報・メディア課

〒426-6886 静岡県藤枝市駿河台 4-1-1

Tel:054-631-5840 e-mail:koho-media@ssu.ac.jp

附記

本ガイドラインは、令和2(2020)年5月13日より運用を開始する。

《ソーシャルメディアにおけるトラブルの事例》

- ・他人を勝手に撮影し投稿 → 誹謗中傷への関与, 名誉毀損へと発展するケース。
- ・友人が掲載されている写真をタグ付けして投稿 → 友人にとってトラブルの火種に発展する可能性がある。
- ・自分の位置情報がわかる写真投稿やソーシャルメディアで知り合った相手に個人情報を伝える → 自宅を特定されるようなストーカー被害へと発展するケース。
- ・自分や友人の写真を投稿 → 投稿した写真が, 第三者により, なりすましで風俗サイト等に無断で使用されてしまうケース。
- ・悪ノリ・悪ふざけ投稿 → 企業から損害賠償を求められる事態へ発展するケース。
- ・ソーシャルメディアで, スпамメールを開いてしまった → ソーシャルメディアで繋がる友人などへ, 同じようにスパムメールを送ってしまうケース。
- ・誤った情報の拡散 → 社会に混乱を招く可能性がある。
- ・誰々と食事に行ったなど, 自分以外の相手を伴う不用意な発言 → 相手のプライバシーを尊重しなかったことで, トラブルになるケース。
- ・勤務先やアルバイト先で知りえた情報を発言 → 企業情報の漏洩や, 企業の信頼をおとしめることで, 処罰を受ける可能性がある。
- ・新聞やテレビを自分のカメラで撮影して投稿 → 違反です。使用許可をとらずに, 無断で掲載すると, 著作権法に抵触します。

< 参考資料 >

[総務省] インターネットトラブル事例集ダウンロードページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

< 検討資料(本学園関連規程等) >

- 学校法人新静岡学園個人情報保護規程
 - ・ 静岡産業大学個人情報保護実施要領
 - ・ 静岡学園高等学校・中学校個人情報保護実施要領
- 学校法人新静岡学園特定個人情報取扱規程
 - ・ 学校法人新静岡学園特定個人情報等の取扱いに関する基本方針
- ◇ 学校法人新静岡学園情報セキュリティ基本方針
 - ・ 学校法人新静岡学園情報セキュリティ対策基準
- 静岡産業大学情報ネットワークシステム管理規程